

【現行】

(成績評定の方法)

第4条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、工事の種類別、請負金額別に、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 土木工事及びこれらに類する工事

ア 請負金額が130万円を超え500万円未満の工事

別紙1-1～1-3「審査項目別運用表(土木工事・小規模)」

イ 請負金額が500万円以上5000万円未満の工事

別紙2-1～2-3「審査項目別運用表(土木工事・中規模)」

ウ 請負金額が5000万円以上の工事

別紙3-1～3-3「審査項目別運用表(土木工事・大規模)」

エ 評定にあたっては、別紙4「施工プロセスのチェックリスト(土木工事)」及び別紙5「記入方法及び留意事項(土木工事)」を考慮するものとする。

(2) 建築工事、設備工事及びこれらに類する工事

ア 別紙6-1～6-3「審査項目別運用表(建築・設備工事)」

イ 評定にあたっては、別紙7「施工プロセスのチェックリスト(建築・設備工事)」を考慮するものとする。

3 「高度技術」、「創意工夫」及び「社会性等」に関して、請負者は工事の実施状況を別記第3号様式により提出できるものとし、提出があった場合は、これを考慮するものとする。

4 手直し工事を指示したときは、手直し前の状況を評定し、手直し後は評定の対象としないものとする。

【改正】

(成績評定の方法)

第4条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、工事の種類別、請負金額別に、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 土木工事(土木工事に付帯する機械設備工事、電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事を含む。)

ア 請負金額が130万円を超え500万円未満の工事

別紙-10～別紙-12「審査項目別運用表(土木工事・小規模)」により行い、評価にあたっては別紙-7「記入方法及び注意事項」及び別紙-8「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。

イ 請負金額が500万円以上の工事

別紙-1～別紙-3「審査項目別運用表(土木工事・大規模)」により行い、評価にあたっては別紙-7「記入方法及び注意事項」及び別紙-8「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。

(2) 建築工事(建築工事に付帯する電気設備工事、機械設備工事を含む。)

別紙-4～別紙-6「審査項目別運用表(公共建築工事)」により行い、評価にあたっては、別紙-7「記入方法及び注意事項」及び別紙-9「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。

3 「5. 創意工夫」及び「6. 社会性等」に関して、請負者は工事の実施状況を別記第3号様式により提出できるものとし、提出があった場合は、これを考慮するものとする。

4 手直し工事を指示したときは、手直し前の状況を評定し、手直し後は評定の対象としないものとする。